

定期予防接種に保護者以外のかたが同伴する場合の委任について

定期予防接種は、原則として保護者の同伴が必要ですが、やむをえない事情により保護者が同伴することができない場合は、お子さんの健康状態を普段から熟知する親族（祖父母等）等が保護者の代理人として同伴することも差し支えありません。

ただし、この場合、委任状が必要となりますので、保護者が接種について理解した上で委任状を作成し、予診票とあわせて接種会場に提出してください。

なお、代理人が同伴する場合、予診票の下段の「保護者自署」欄は、接種当日、医師の診察と説明を受ける代理人（同伴者）が署名することになります。

※接種において、「保護者」とは、子の親権を行う者（父、母）または後見人です。

※保護者以外のかたの同伴の場合で委任状の提出がないときは、接種を受けることができませんのでご注意ください。

※委任状は、下記の様式を参考に作成するかコピーして、必要事項を記入してください。委任状の様式は、深谷市ホームページ「深谷市新型コロナワクチン接種について」のページからダウンロードできます。

問い合わせ先：深谷市保健センター 電話 575-1101

委任状

年 月 日

委任者（保護者）住所 _____

氏名（自署） _____

緊急連絡先（電話） _____

私は、子（お子さんの氏名 _____）の予防接種（予防接種の種類： _____）を受けるにあたって、下記の者に予防接種に関する一切の権限を委任します。

記

代理人（同伴者）住所 _____

氏名 _____

お子さんとの関係 祖父、祖母、その他（ _____ ）

電話番号 _____